

○ 西いぶり広域連合議会投票用紙に関する規程

平成 12 年 3 月 28 日
議 会 規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、西いぶり広域連合議会投票用紙の様式を定めることを目的とする。

(投票用紙の様式)

第 2 条 西いぶり広域連合議会で行う選挙及び無記名投票の投票用紙は、次のとおりとする。

(表)

折り目	
西いぶり広域連合 議会投票用紙	公印

(裏)

※注意 下の欄内に記入のこと	
折り目	
記載欄	

第3条 西いぶり広域連合議会で行う記名投票の投票用紙は、次のとおりとする。

白 票

(議員氏名)

青 票

(議員氏名)

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。